

上天草市省エネ家電買換え促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品への買換えを促進し、家庭における電気使用量を節減するとともに、電気代の負担軽減及び温室効果ガスの排出量の削減を図るため、当該家電を買い替える市民に対し、予算の範囲内で上天草市省エネ家電買換え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第149条第1項に規定する特定エネルギー消費機器のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）
- (2) 照明器具（LEDのものに限る。次条において同じ。）
- (3) テレビジョン受信機（以下「テレビ」という。）
- (4) 電気冷蔵庫
- (5) ガス温水機器
- (6) 石油温水機器
- (7) 電気便座
- (8) ジャー炊飯器
- (9) 電子レンジ
- (10) 電気温水機器

(補助対象製品)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「補助対象製品」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものであって、1品のみとする。ただし、照明器具については、1品以上とする。

- (1) 日本産業規格C9901及びS2070に基づく省エネルギー基準達成率が100パーセント以上であること。
- (2) 令和5年6月15日以降に市内の店舗で購入するものであること。

- (3) 購入する省エネ家電製品が買換え前の家電製品と同種のものであつて、未使用のものであること。
- (4) 住宅に設置するものであること。
- (5) 国、地方公共団体等からこの要綱に基づく補助金と同種のものの交付を受けないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する世帯の世帯主であつて、市税等の滞納がないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象製品を購入した額（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、7万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、上天草市省エネ家電買換え促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、令和6年2月29日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品の購入に係る領収書の写し
- (2) 買換え前の家電製品の写真及び補助対象製品の写真
- (3) 補助対象製品の製造者が発行する保証書の写し
- (4) エアコン、電気冷蔵庫及びテレビにあっては、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請書兼実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときは、上天草市省エネ家電買換え促進補助金交付決定兼交付確定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた日の翌日から起算して30日以内又は令和6年3月15日のいずれか早い日までに、上天草市省エネ家電買換え促進補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）により市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により請求書を受理したときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定及び額の確定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

（財産の処分制限）

第11条 交付決定者は、第7条の規定による交付決定及び額の確定を受けた日の翌日から起算して5年以内に当該交付決定に係る補助対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（状況調査）

第12条 市長は、交付決定者に対して、必要に応じて交付決定及び額の確定に係る補助対象製品の設置状況の調査を行うことができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。